

資 料

目 次

議案第1号資料

平成26年度ニホンジカ狩猟（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

議案第2号資料

神戸鳥獣保護区特別保護地区地図・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

議案第3号資料

富津岬鳥獣保護区特別保護地区地図・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

議案第4号資料

ヤマドリ捕獲数、出合状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

議案第5号資料

キツネの目撃情報の変遷、目撃数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

報告事項

小委員会資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

小委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）に基づく

平成26年度の事業実施方針について・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

規程関係

千葉県環境審議会運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

- 1 将来的に維持すべき目標頭数：1,000～1,500頭
 第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）で規定されています。
 （計画期間：平成24年4月1日から平成29年3月31日まで）

2 推定分布域

調査年度	平成13年度	平成23年度	増減
分布域 (K m ²)	440	1,772	+1,332 (+302.7%)

○平成23年度の調査結果により推定された生息分布域は1,772K m²で、平成13年度の440K m²に比べ、10年間で約4倍に拡大していました。

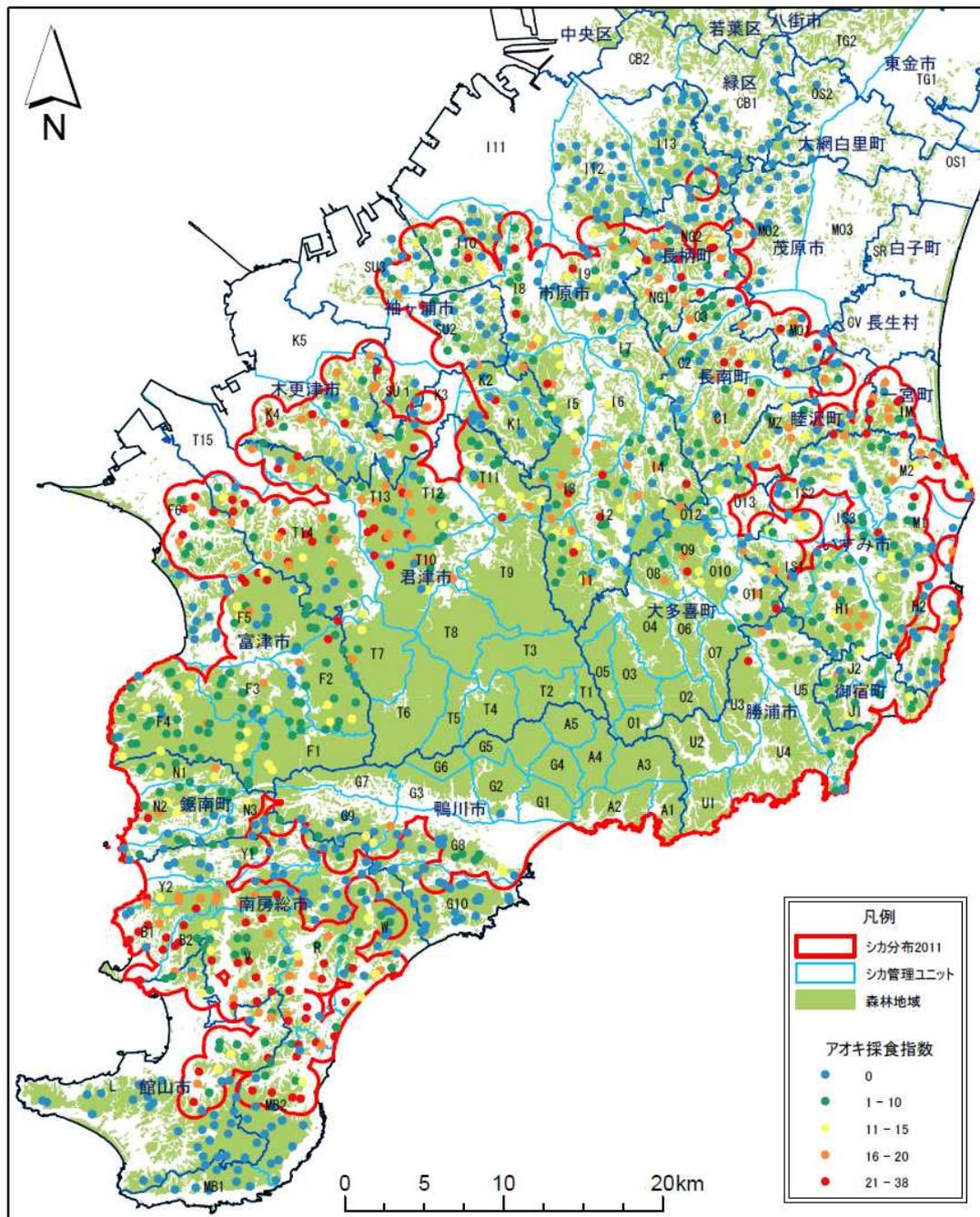


図 ニホンジカの分布域(2011年)

2009～2011年度に実施したアオキの食痕調査および2009～2010年度の農家アンケート調査結果から得られた生息点について、1kmパツファーを発生させ、森林地域の連続性を考慮した空間補間により推定した。

アオキ採食指数 = Σ (10本のアオキの1m以上の採食レベル)
 各個体の採食レベル (少ない=1, 多い=2, 葉なし=3, 180cm以上の採食=4)

3 推定生息数

平成24年度末	平成25年度末	増減
9,923頭	10,269頭	+346頭 +3.5%

※推定生息数は幅のあるものですが、わかりやすくするため中間値を記載しています。

○平成17年度以降で最も小さい増加率でした。

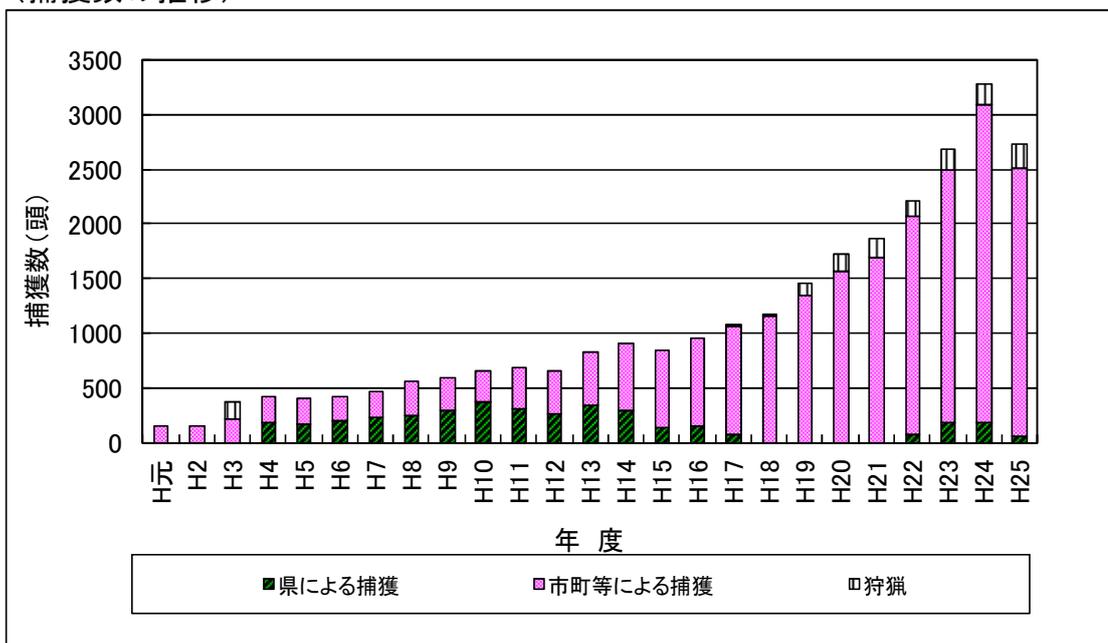
4 捕獲数

区分	平成24年度	平成25年度	増減
市町等による捕獲	2,899頭	2,451頭	-448頭 (-15.5%)
狩 猟	198頭 (内、銃猟95頭)	216頭 (内、銃猟142頭)	+18頭 (+9.1%) (銃猟+49.5%)
県による捕獲	179頭	54頭	-125頭 (-69.8%)
計	3,276頭	2,721頭	-555頭 (-16.9%)

○市町等による捕獲は15.5%減となりました。2月、3月の捕獲頭数が大幅に減少しているため、大雪の影響が考えられます。

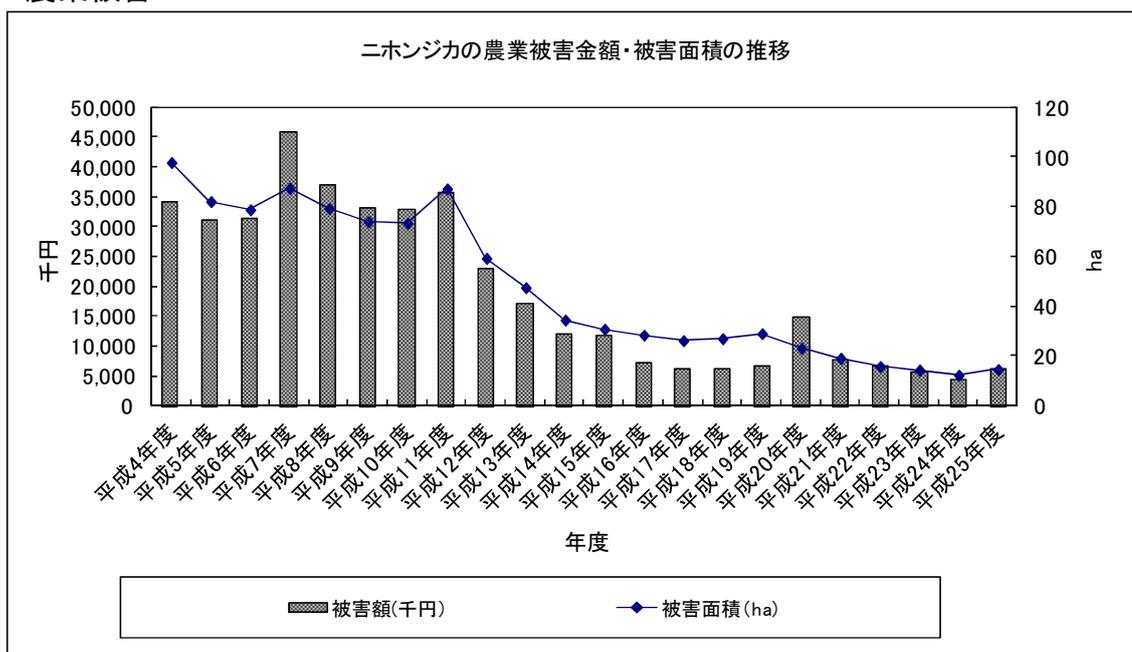
○県による捕獲は69.8%減となりました。要因は、平成25年度は、生息域の拡大を抑制するために、生息密度の低い生息域外縁部で捕獲を実施したことと、実施時期が12月から3月であったことから大雪の影響が考えられます。

(捕獲数の推移)



○捕獲数は平成16年度以降一貫して増加していましたが、平成25年度は減少に転じました。

5 農業被害



- 生息数の増加及び生息域の拡大が進んでいますが、防護柵の設置や捕獲等の効果もあり、被害額は平成12年度以降減少し、平成16年度からは概ね500～700万円台で推移しています。
- しかしながら、生息数は依然増加傾向を示していることから、今後、新たに拡大した地域の生息密度が増加した場合、農業被害が増加する可能性は否定できません。

6 平成25年度ニホンジカ猟の状況

①銃猟

入猟承認状況

市町名	承認チーム限度数	承認チーム数
市原市	1	1
勝浦市	3	3
大多喜町	5	5
御宿町	1	0
鴨川市	5	3
鋸南町	1	1
君津市	7	4
富津市	4	4
南房総市	1	0
合計	28	21

- 申請チーム数22、承認チーム数21、不承認チームはありませんでした。
- 銃猟の1猟期あたりの捕獲制限10頭/人のところ、上限に達した狩猟者はおらず、平均捕獲数は、0.53頭/人でした。

②網猟及びわな猟

網猟及びわな猟の1猟期あたりの捕獲制限30頭/人のところ、上限に達した狩猟者はおらず、網猟の捕獲数は1頭で、わな猟の最大捕獲頭は9頭/人でした。

7 平成26年度のニホンジカ保護管理計画事業

- ① 野生猿・鹿保護管理事業補助金の実施
引き続き市町村が行うニホンジカの捕獲事業に対し補助する。
- ② 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業（国交付金）
捕獲従事者に対し捕獲経費を補助する。
- ③ 狩猟の実施（案）
議案別紙参照
※千葉県環境審議会鳥獣部会へお諮りしている件
- ④ 県捕獲の実施
引き続き「野生鹿生息域拡大抑制対策事業」により生息域外縁部で捕獲を行う。
 - ・ 捕獲場所：検討中
 - ・ 捕獲時期：冬期
 - ・ 捕獲方法：銃器以外の安全な方法で行う

ニホンジカ狩猟（案）に対する利害関係人からの意見聴取状況

1 意見聴取事項

- (1) 特定鳥獣（ニホンジカ）の捕獲等の制限の一部解除について
国：1人1日1頭まで → 千葉県：解除
- (2) 対象狩猟鳥獣（ニホンジカ）の捕獲等の禁止及び制限について
- ①捕獲数制限：網猟・わな猟 → 1人狩猟期間中30頭まで
銃猟 → 1人狩猟期間中10頭まで
 - ②禁止すべき猟法：銃器（入猟者承認区域内の銃猟及び止めさしを除く）
 - ③場所・人数制限：銃猟 → 入猟者承認制度

2 利害関係人からの回答数

利害関係人	回答数
27人*	27人

※次ページ「利害関係人名簿」のとおり

3 賛否等

聴取事項	賛成	条件付賛成	反対
(1)	27人	0人	0人
(2)	26人	1人	0人

4 条件付賛成の理由概要

入猟者承認制度における最低承認限度人数に届かないために狩猟が実施されない場所があると想定され、個体数、被害の増加が懸念されるため、安全面に支障がなければ、最低承認限度人数（10名）の見直しをしていただきたい。

利害関係人名簿

職名	氏名(敬称略)
関東森林管理局千葉森林管理事務所長	高濱 美樹
東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林 千葉演習林長	山田 利博
一般社団法人千葉県猟友会会長	鈴木 理之
千葉県自然保護連合代表	牛野 くみ子
千葉県生物学会会長	西田 治文
千葉県森林組合連合会代表理事会長	酒井 茂英
千葉県農業協同組合中央会会長	小泉 勉
千葉市長	熊谷 俊人
市原市長	佐久間 隆義
茂原市長	田中 豊彦
長柄町長	成嶋 尚武
長南町長	平野 貞夫
睦沢町長	市原 武
一宮町長	玉川 孫一郎
大網白里市長	金坂 昌典
勝浦市長	猿田 寿男
いすみ市長	太田 洋
大多喜町長	飯島 勝美
御宿町長	石田 義廣
館山市長	金丸 謙一
鴨川市長	長谷川 孝夫
南房総市長	石井 裕
鋸南町長	白石 治和
木更津市長	渡辺 芳邦
君津市長	鈴木 洋邦
富津市長	佐久間 清治
袖ヶ浦市長	出口 清

平成26年度におけるニホンジカの狩猟に係る安全対策（案）

- (1) 銃猟（シカ猟）における入猟者承認の活用
市町単位で承認チーム数（1チームを10名～20名とする）を設定し、狩猟者の集中による事故の発生を防止する。
- (2) 講習会の受講義務付
銃猟（シカ猟）については、県が開催する安全に関する講習会の受講を義務付け、未受講者は不承認とする。
なお、講習会は2回開催するが、どちらか1回の受講をもって可とする。
手順は、次のとおり。
 - ① 抽選会の実施
抽選により承認候補チームを決定する。
 - ② 第1回目講習会の開催
 - ・受講者が10名を超えたチーム：受講者を承認し、未受講者は承認候補が維持される。
 - ・受講者が10名に満たなかったチーム：受講者及び未受講者は承認候補が維持される。
 - ③ 第2回目講習会の開催
 - ・第1回講習会で受講者が10名を超えたチーム：第2回講習会受講者を承認し、第1回講習会及び第2回講習会未受講者は不承認とする。
 - ・第1回受講者が10名に満たなかったチーム：第1回講習会及び第2回講習会の合計受講者が10名を超えた場合は、第1回講習会及び第2回講習会受講者を承認し、第1回講習会及び第2回講習会未受講者は不承認とする。
 - ・第1回受講者が10名に満たなかったチーム：第1回講習会及び第2回講習会の受講者を合計しても10名を超えなかった場合は、第1回講習会及び第2回講習会の受講者も含め、全員を不承認とする。
- (3) 巡回指導の強化
 - ① 鳥獣保護員による巡回
 - ② 県職員による巡回
 - ③ 承認者であることがひと目で分かるように腕章等（各市町ごとに色分け）を作成し、承認者に着用を義務付ける。
- (4) 狩猟解禁に関する広報の実施
 - ① 県による広報
 - ・ホームページへの掲載
 - ・県民だよりへ掲載
 - ・狩猟期間中にハイキングを予定している団体等への周知
 - ② 市町への広報依頼
 - ・ホームページへの掲載
 - ・市町広報誌への掲載
 - ・回覧による周知
 - ・無線による広報
- (5) 狩猟者への啓発
 - ① 講習会において、安全狩猟を講義
 - ② 安全狩猟啓発用パンフレットの作成・配布

(6) 関係機関等への情報提供・協力依頼

① 狩猟事故・違反防止対策会議の開催

県関係機関・警察・海上保安庁・森林管理事務所・東京電力・NTT・東大演習林・猟友会等関係機関を集めた会議を開催し、シカ猟の解禁について情報提供するとともに狩猟事故防止の取組みについて協力を依頼する。

② 安全対策会議の開催

上記(6)①の狩猟事故・違反防止対策会議を踏まえ、各地域振興事務所及び自然保護課(千葉市・市原市)主催で、各市町村・地元警察署・地元猟友会・鳥獣保護員等を集めた会議を開催し、シカ猟の解禁について情報提供するとともに狩猟事故防止の取組みについて協力を依頼する。

(7) その他

狩猟を実施していく中で発生した問題点や各関係者から出された要望・提案等に対しては、その実施の可能性について十分に検討し柔軟に対応する。

有害鳥獣による農作物被害状況(H21～25)

農地・農村振興課調べ
平成26年8月4日

加害鳥獣名	被害金額(千円)					被害面積(ha)				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
イノシシ	165,211	177,507	201,236	199,917	167,094	269.9	279.2	330.8	342.4	227.5
サル	25,222	26,375	17,724	23,784	21,556	28.8	32.5	23.0	24.0	22.2
シカ	7,540	6,679	5,488	4,263	5,980	19.1	15.8	14.4	12.3	14.6
ハウピシン	32,043	28,829	38,551	42,609	39,650	38.8	26.3	39.1	46.2	31.1
タヌキ	6,123	7,147	5,192	6,022	6,652	17.2	12.0	13.4	15.1	13.3
アライグマ	6,148	9,137	10,696	10,314	11,153	5.0	8.0	10.2	10.8	7.2
ネズミ	634	625	2,332	1,149	514	2.7	2.3	4.5	4.1	1.3
ウサギ	2,555	670	788	3,165	745	7.1	4.5	0.4	3.1	2.9
キョン	35	619	598	623	803	0.0	0.8	0.3	0.3	0.6
その他獣類	473	688	246	1,339	284	1.1	1.0	0.4	2.2	0.2
小計	245,983	258,277	282,850	293,185	254,431	389.8	382.4	436.5	460.5	320.9
カラス	64,257	38,340	27,536	31,460	34,221	133.3	83.8	422.3	425.2	426.8
ムクドリ	11,468	11,890	7,481	8,033	9,371	8.2	6.7	7.2	7.3	8.7
スズメ	12,011	9,307	3,809	5,573	4,889	401.3	392.3	48.7	48.2	42.3
ヒヨドリ	29,424	23,569	20,478	32,452	17,753	40.0	34.6	32.3	38.7	17.2
ハト	14,292	14,857	7,809	7,313	3,479	34.8	26.4	29.2	28.5	17.0
カモ	3,774	3,225	3,738	3,041	3,523	11.9	5.9	7.0	4.9	6.2
キジ	1,938	1,336	677	824	1,770	8.4	2.8	3.0	3.7	5.4
サギ	66	0	4	95	56	0.1	0.0	0.0	0.3	0.1
その他鳥類	1,452	1,556	3,041	4,538	16,357	0.4	0.3	17.7	17.8	38.7
小計	138,682	104,080	74,572	93,329	91,419	638.3	552.6	567.5	574.6	562.3
鳥獣不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	384,664	362,357	357,422	386,514	345,850	1,028.1	935.0	1,004.0	1,035.1	883.2

神戸鳥獣保護区特別保護地区



神戸鳥獣保護区特別保護地区



- [凡例]
- 赤線：鳥獣保護区
 - 赤斜線：特別保護地区計画地
 - 緑線：国定公園
 - 橙線：保安林

国土地理院 平成16年9月1日発行
縮尺 1/25,000

神戸鳥獣保護区特別保護地区 指定公聴会開催結果

1. 名 称 神戸鳥獣保護区特別保護地区
2. 開催日時 平成26年7月16日(水)午後2時
3. 開催場所 安房合同庁舎3階 大会議室
4. 議長名 安房地域振興事務所 所長 澁谷 博之
5. 公述人 館山市長、香取区長、中郷区長、西町区長、川坂区長、上郷区長、
安房神社宮司、南部林業事務所長、安房猟友会会長、
千葉県森林組合安房支所長、安房農業協同組合代表理事組合長、
館山野鳥の森管理事務所長、鳥獣保護員2名

6. 公述人出欠

指名数	本人出席	代理出席	欠 席
14人	5人	3人	6人

7. 公述人賛否等

賛 成	条件付賛成	反 対
8人	6人	0人

8. 傍聴者

0人

9. 公述人の意見

- ・有害鳥獣による被害があるため、捕獲許可等について配慮願いたい。(館山市長)
- ・イノシシ、アナグマ、キジ、ゴイサギ、アオサギ等による農作物被害やハクビシン、アライグマ、アカゲザル、キョン等の外来種が増加している。被害を及ぼさない鳥獣に関しては賛成だが、イノシシ、サル等の有害鳥獣は除く。(香取区長、川坂区長、上郷区長、安房神社宮司、館山野鳥の森所長、鳥獣保護員が同様の意見)
- ・賛成だが、捕獲の推進、防護柵の設置、耕作放棄地対策等は並行して行っていただきたい。(森林組合安房支所長)
- ・今年神戸地区でキツネを発見したが、生息鳥獣に入っていないので調査をお願いしたい。(安房猟友会長)

10. 議長の判断

当該地域は、特別保護地区として設定されるべきと判断する。ただし、農作物への被害に対し、有害鳥獣駆除を含め対策を検討していく必要がある。

(事由)

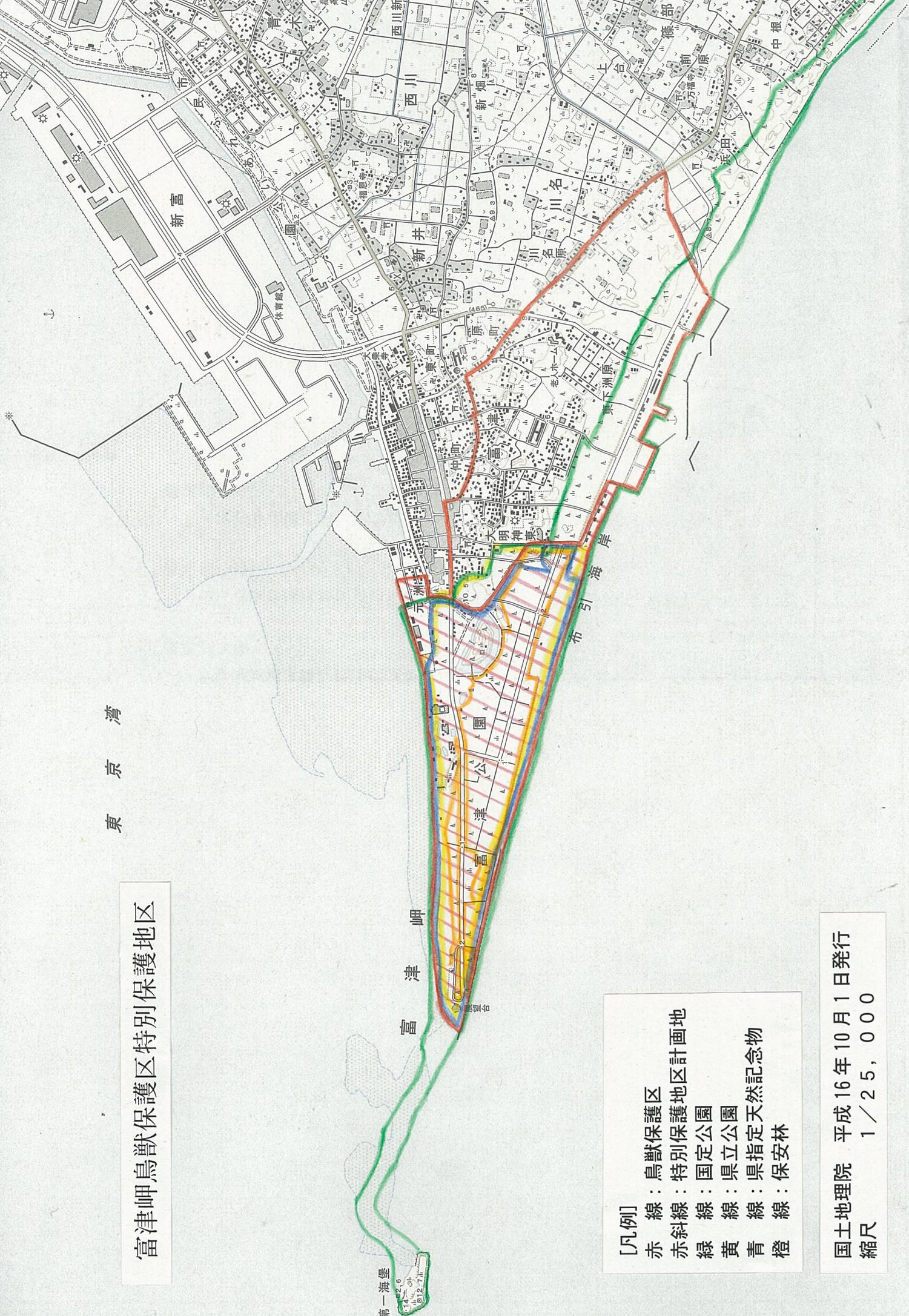
地元代表を含むさまざまな公述人から農作物被害対策を求める意見が出されており、鳥獣の適正管理と農作物被害の軽減について、さらなる配慮が必要と思われるが、反対者はなく、設定は妥当であると判断する。

富津岬鳥獸保護区特別保護地区



富津岬鳥獣保護区特別保護地区

東京湾



- [凡例]
- 赤線：鳥獣保護区
 - 赤斜線：特別保護地区計画地
 - 緑線：国定公園
 - 黄線：県立公園
 - 青線：県指定天然記念物
 - 橙線：保安林

国土地理院 平成 16 年 10 月 1 日 発行
縮尺 1 / 25, 000

富津岬鳥獣保護区特別保護地区 指定公聴会開催結果

1. 名 称 富津岬鳥獣保護区特別保護地区
2. 開催日時 平成26年7月8日（火）午後2時
3. 開催場所 君津合同庁舎4階 大会議室
4. 議長名 君津地域振興事務所 所長 渡辺 雅則
5. 公述人 富津市長、富津新町区長、中部林業事務所長、君津土木事務所長、千葉県森林組合君津支所長、君津市農業協同組合代表理事組合長、富津漁業協同組合代表理事組合長、新富津漁業協同組合代表理事組合長、富津市観光協会会長、君津猟友会会長、鳥獣保護員

6. 公述人出欠

指名数	本人出席	代理出席	欠 席
11人	3人	2人	6人

7. 公述人賛否等

賛 成	条件付賛成	反 対
11人	0人	0人

8. 傍聴者

0人

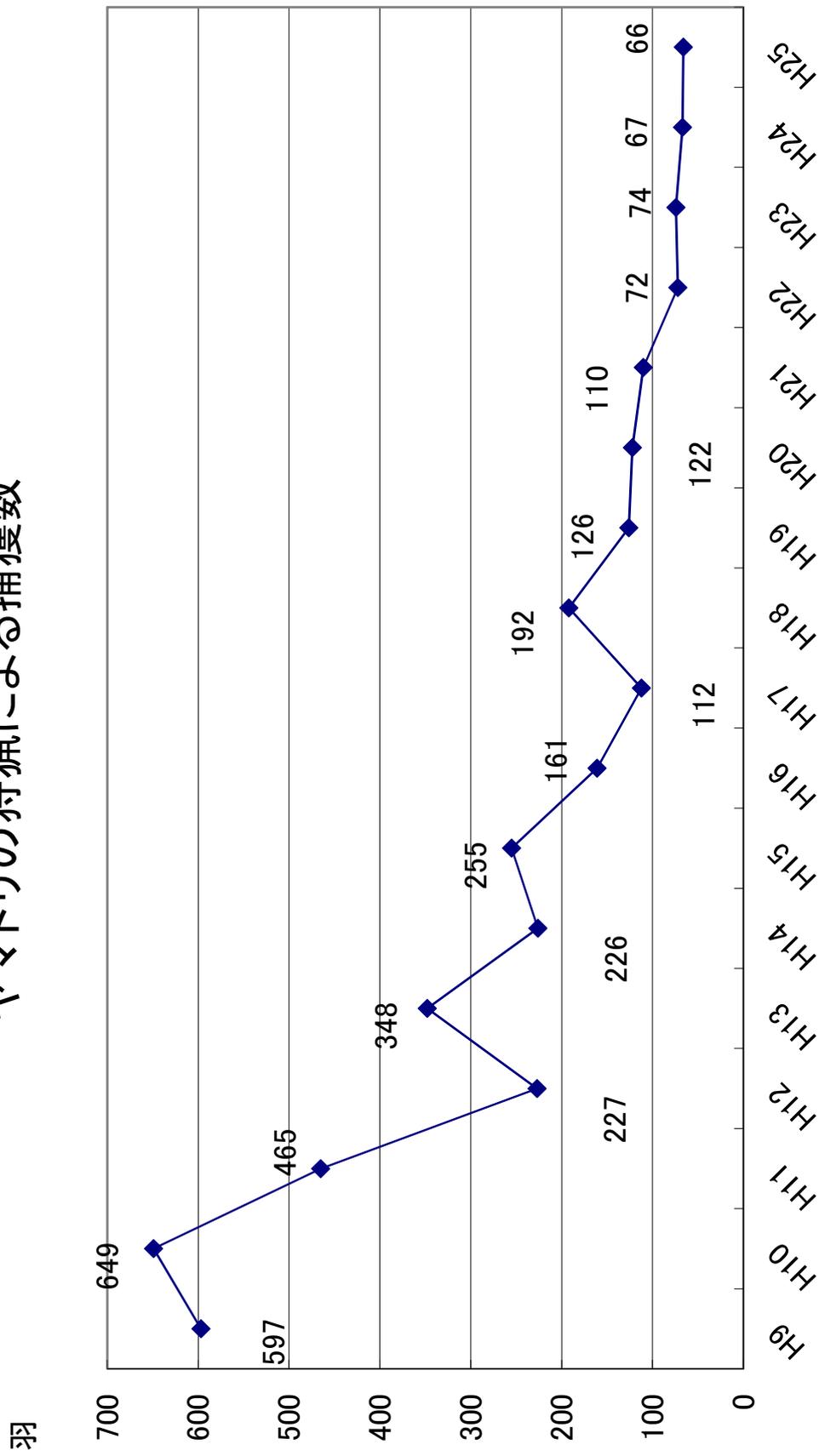
9. 公述人の意見

- ・東京湾岸で数少ない干潟が残る地域であり、鳥獣を保護する環境を維持していくためにも必要である。（鳥獣保護員）
- ・当地区の県有林はクロマツ林を主体に広葉樹が混ざる樹林で、野生鳥類の生息に適している。区域内には遊歩道も整備され、野鳥観察等にも適している。（中部林業事務所長）
- ・タヌキ、ハクビシン等中型獣による被害は近隣で発生しているが箱わなで対応可能であり、また、当地区はサル、イノシシ、シカ等大型有害獣がいないため賛成する。（君津猟友会長）

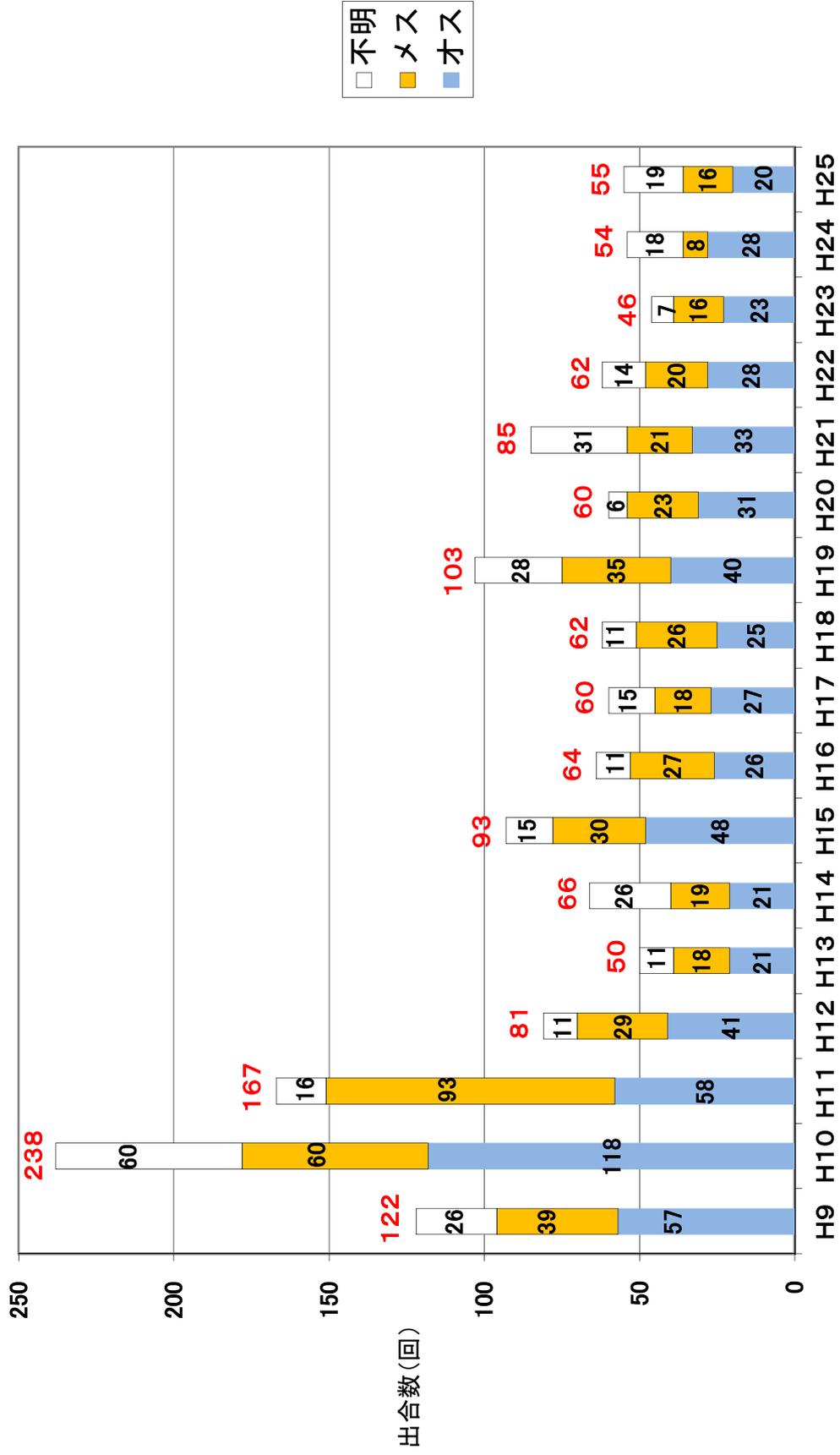
10. 議長の判断

野生鳥獣生息環境調査で区域内では多数の鳥類の生息が確認されており、また、本件に係る公述人の意見は全員賛成であることから、当該地域を特別保護地区として指定することは、当該区域に生息する野生鳥獣の生息環境を保全するために適当であると判断する。

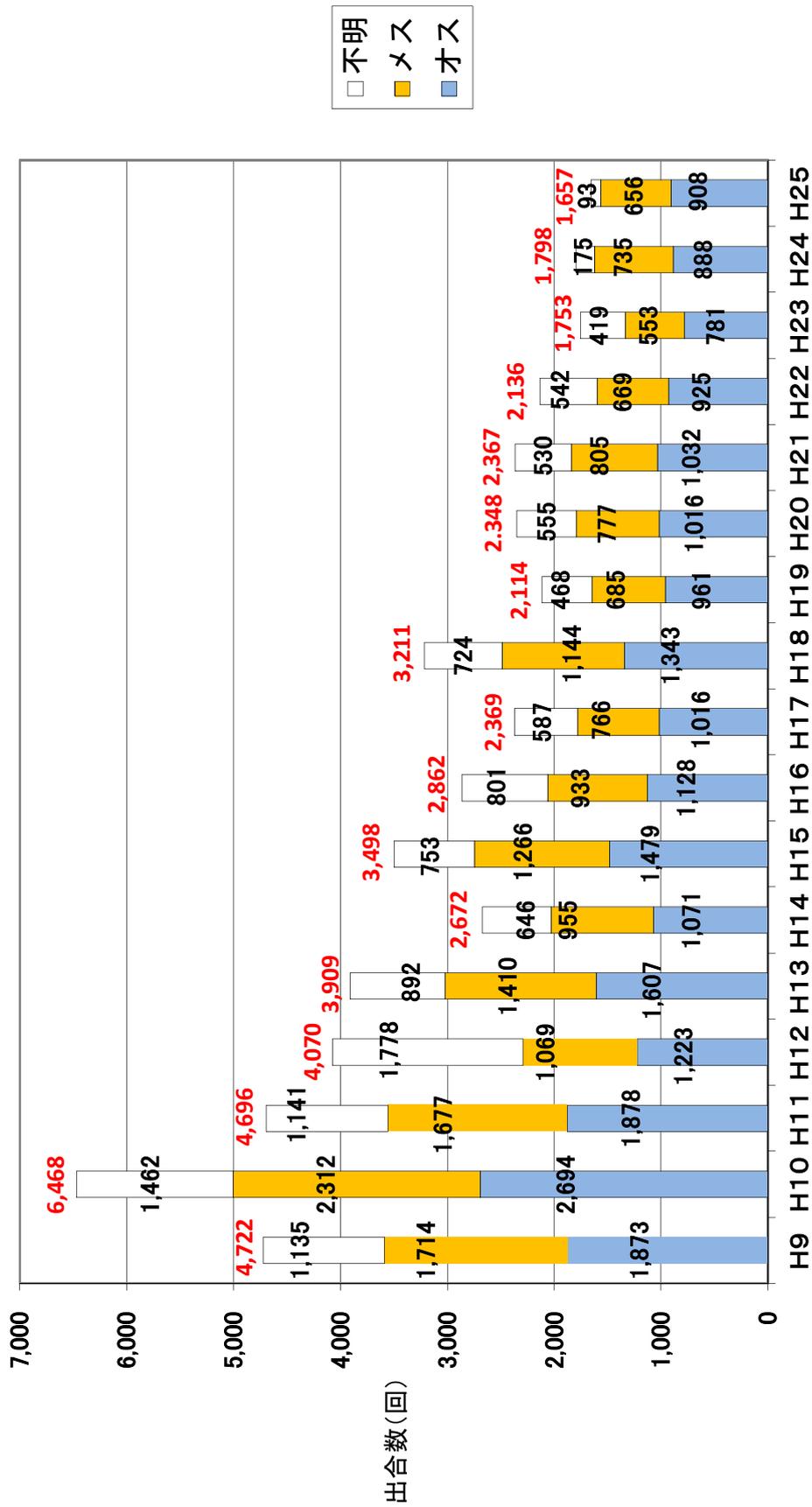
ヤマドリ狩猟による捕獲数



ヤマドリの出合状況（初獵日）



ヤマドリの出合状況（期間中）



利害関係人への意見聴取結果（オスヤマドリ狩猟制限）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第6項により準用する第7条第5項の規定により、狩猟制限を行うに当たり利害関係人への意見聴取を行った結果は、以下のとおりであった。

1 利害関係人

	所 属	職 氏 名
1	千葉県森林組合連合会	会長 酒井 茂英
2	千葉県農業協同組合中央会	会長 小泉 勉
3	林野庁関東森林管理局千葉森林管理事務所	所長 高濱 美樹
4	一般社団法人千葉県猟友会	会長 鈴木 理之
5	千葉県自然保護連合	代表 牛野 くみ子
6	日本野鳥の会千葉県	会長 志村 英雄

2 照会事項

毎年1月16日から2月15日までを捕獲禁止とする制限を5年間延長することについて

3 賛否

賛成6、反対0

4 意見等

- ・まだいる、まだいると思っているうちに「トキ」のような状態になるのは意外と早い。捕獲制限を行うことに賛成。（千葉県自然保護連合）
- ・千葉県が提示している制限を行う「理由」に賛成。（日本野鳥の会千葉県）
- ・国有林の管理経営上特に支障ない。（林野庁関東森林管理局千葉森林管理事務所）

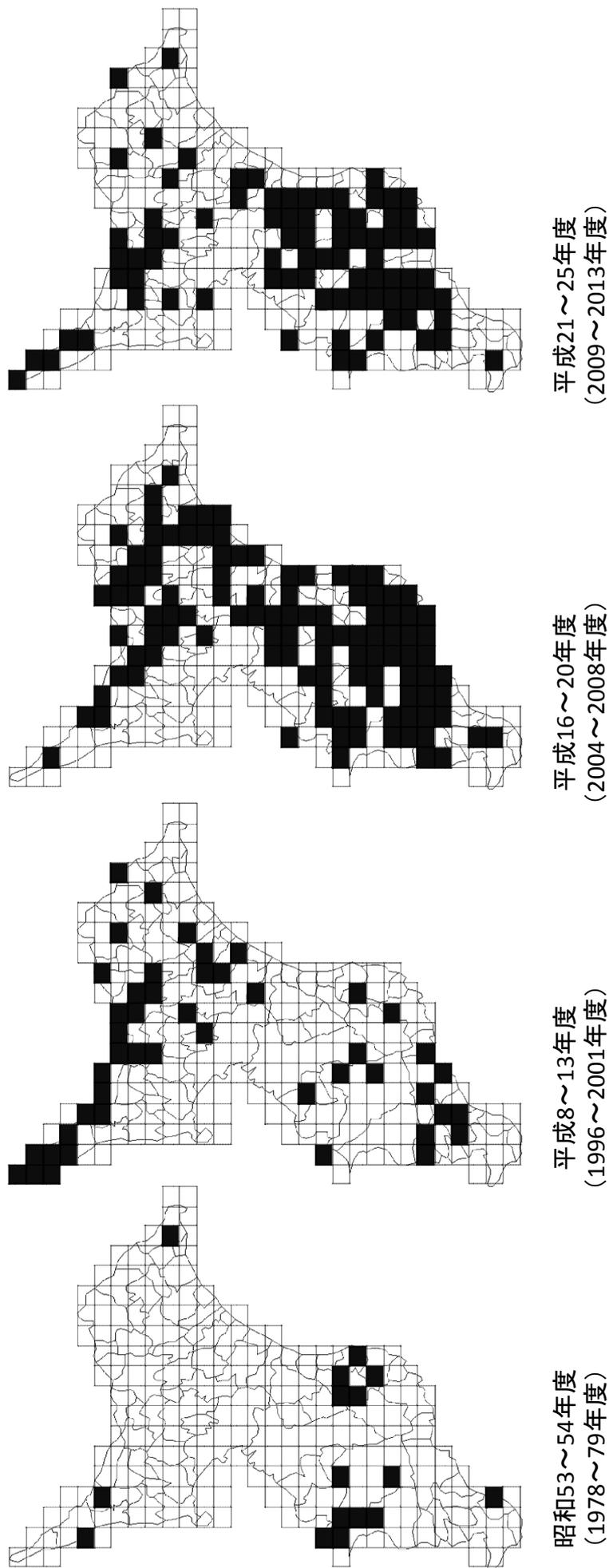


図 千葉県におけるキツネの目撃情報の変遷
 千葉県内においてキツネの目撃情報が得られたメッシュ(5kmメッシュ)について、黒色で着色した。平成16年度以降の図については、狩猟実態調査に基づきキツネの目撃情報を基に作成した。なお、昭和53～54年度、及び平成8～13年度の情報は、環境庁第2回自然環境保全基礎調査及び環境省第6回自然環境保全基礎調査のデータを引用した。

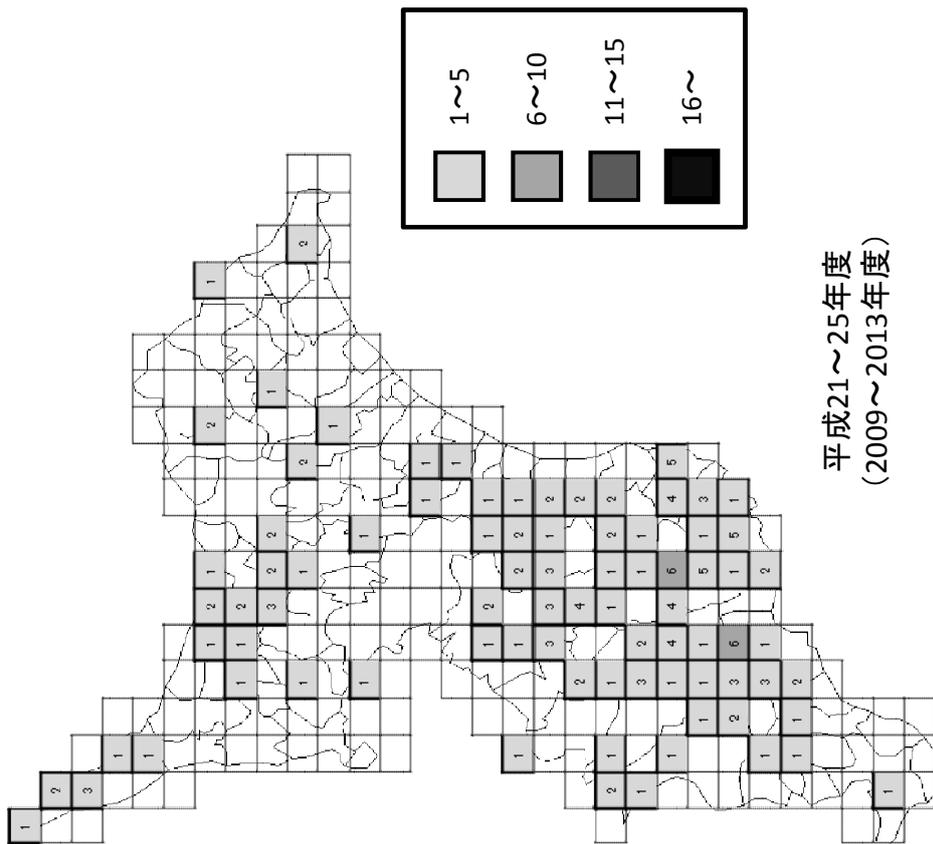
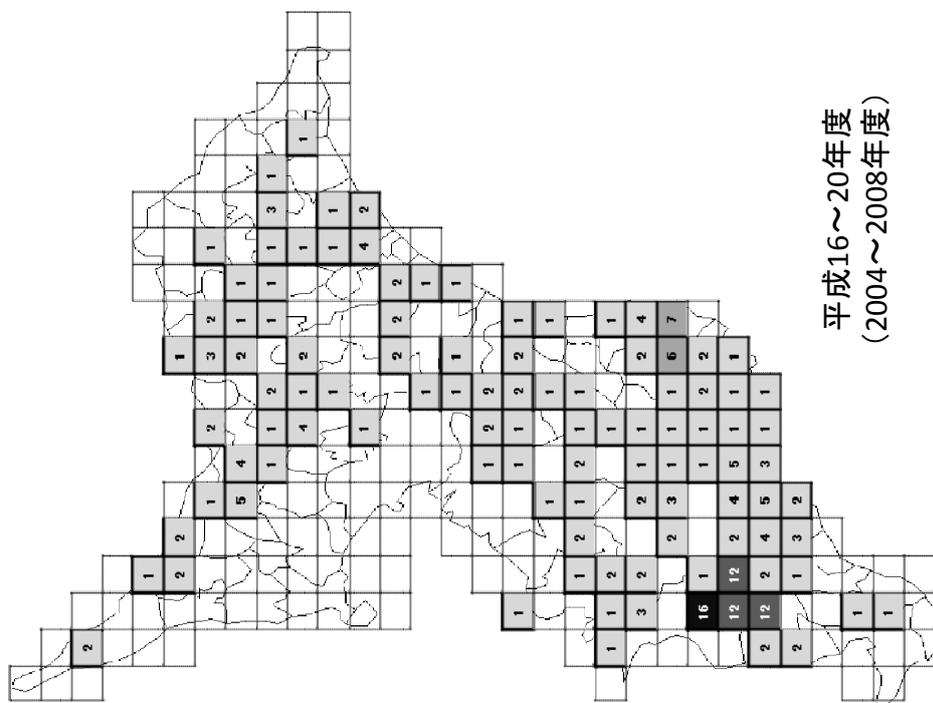


図 千葉県におけるキツネの目撃数の推移

平成16～20年度、及び平成21～25年度の狩猟期に実施された狩猟実態調査において、キツネの目撃情報があったメッシュを色分けした。なお、枠内の数字は各期間内のキツネの目撃数の合計値を表す。

利害関係人への意見聴取結果（キツネ捕獲禁止）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第6項により準用する第7条第5項の規定により、狩猟制限を行うに当たり利害関係人への意見聴取を行った結果は、以下のとおりであった。

1 利害関係人

	所 属	職 氏 名
1	千葉県森林組合連合会	会長 酒井 茂英
2	千葉県農業協同組合中央会	会長 小泉 勉
3	林野庁関東森林管理局千葉森林管理事務所	所長 高濱 美樹
4	一般社団法人千葉県猟友会	会長 鈴木 理之
5	千葉県自然保護連合	代表 牛野 くみ子
6	日本野鳥の会千葉県	会長 志村 英雄

2 照会事項

捕獲の禁止を5年間延長することについて

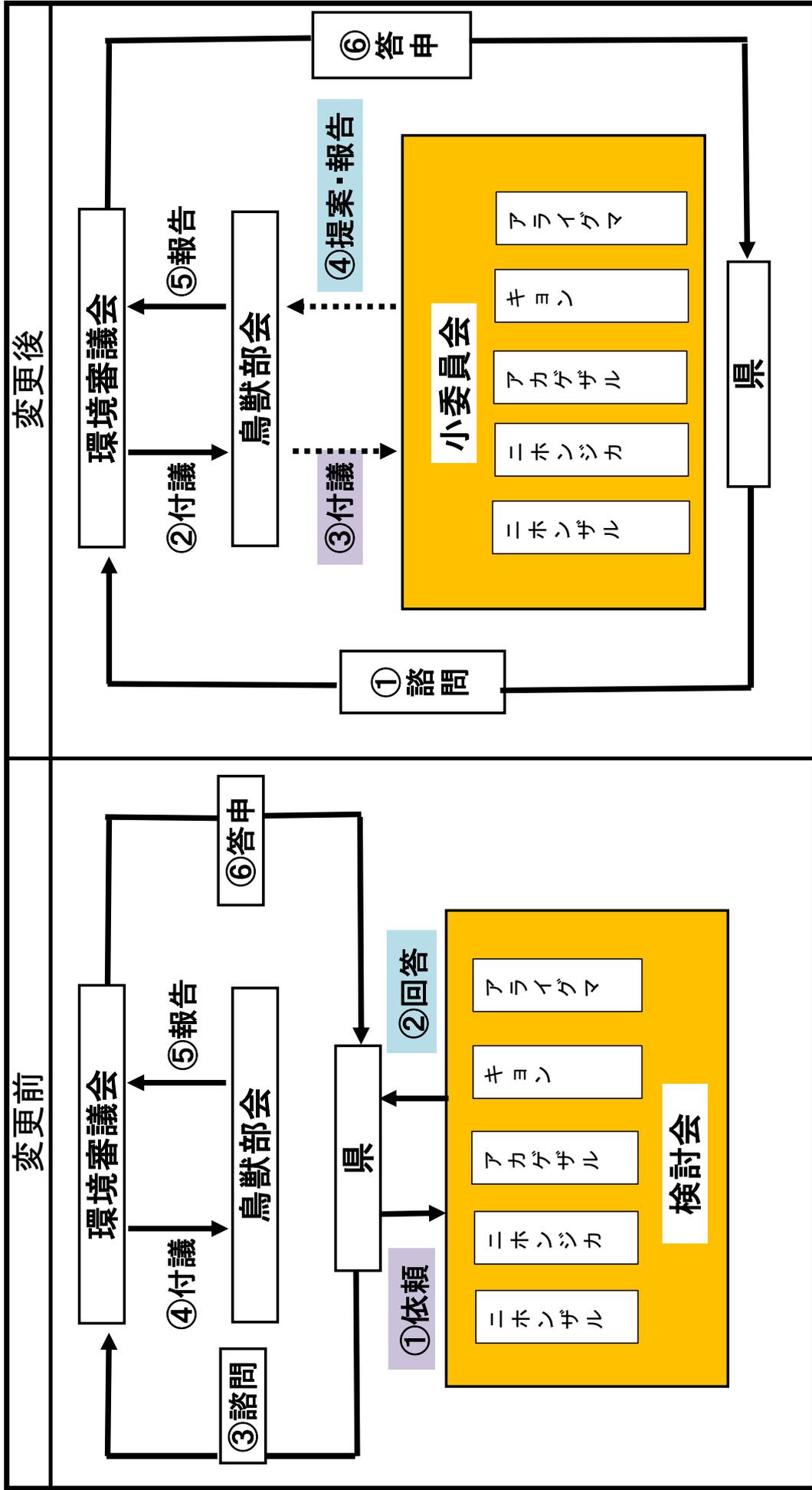
3 賛否

賛成6、反対0

4 意見等

- ・千葉県内で分布が拡大しているとはいえ、生息密度は低いとの調査結果。地域個体群を維持する上でも捕獲禁止は当然。（千葉県自然保護連合）
- ・千葉県が提示している制限を行う「理由」に賛成。（日本野鳥の会千葉県）
- ・国有林の管理経営上特に支障ない。（林野庁関東森林管理局千葉森林管理事務所）

スキーム図



小委員会の運営に係る鳥獣部会の決定事項

審 議 項 目	小委員会 への付議 の可否	小委員会 決議を部 会決議と すること の可否	部会での審議	備考
鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画に関すること（ニホンザル・ニホンジカ・イノシシ）				
計画の策定	○	×（提案）	○	
計画の変更	○	×（提案）	○	
県独自の狩猟制限	○	×（提案）	○	
計画の進行管理等	○	○（報告）	×	部会員へ報告
外来生物法に基づく特定外来生物防除実施計画に関すること （アカゲザル・キョン・アライグマ）				
計画の更新・廃止	○	×（提案）	○	
計画の変更	○	○（報告）	×	部会員へ報告
計画の進行管理等	○	○（報告）	×	〃
鳥獣保護事業計画に関する こと	×	×	部会において審議する	
鳥獣保護区の指定及び拡張 変更に関すること	×	×	〃	
鳥獣保護法にかかる狩猟 規制について（ニホンジカ を除く。）	×	×	〃	

小委員会委員名簿

小委員会名	区分	氏名	委員長	役職名	兼務状況					委嘱の理由	
					ニホンザル	ニホンシカ	アカゲザル	キョン	アライグマ		
ニホンザル小委員会	委員会	羽山 伸一	○	日本獣医生命科学大学獣医学部教授	○	○	○		○	野生動物管理学	
		川本 芳		京都大学霊長類研究所准教授	○					霊長類集団遺伝学	
	専門委員	中野 真樹子			ひげとっほ移動どうぶつ病院獣医師	○		○	○	○	動物福祉学
		榎本 文夫			一般社団法人千葉県猟友会事務局長	○	○	○	○	○	捕獲技術者
		木村 陽子			千葉県生物学会(幹事)	○					自然保護団体からの代表
		鈴木 正春			安房農業協同組合(常務理事)	○	○	○			農業者団体からの代表
		野村 一夫			大多喜町(産業振興課長)	○					関係市町村
		山田 一郎			鴨川市(農水商工課長)	○	○		○		関係市町村
		庄司 優人			富津市(農林水産課長)	○					関係市町村
		ニホンシカ小委員会	部会委員	吉田 正人	○	筑波大学大学院人間総合科学研究科 世界遺産専攻教授	○	○			
梅山 雄二				千葉県森林組合連合会代表理事専務	○					住民の代表	
専門委員	草刈 秀紀				「野生生物と社会」学会理事	○	○				野生動物保護学
	廣嶋 卓也				東京大学大学院附属千葉演習林 講師	○					森林経理学
	榎本 文夫				一般社団法人千葉県猟友会事務局長	○	○	○	○	○	捕獲技術者
	鈴木 正春				安房農業協同組合(常務理事)	○	○	○			農業者団体からの代表
	山田 一郎				鴨川市(農水商工課長)	○	○		○		関係市町村
	関 善之				勝浦市(農林水産課長)	○	○		○		関係市町村
	茂田 達也				君津市(農林振興課長)	○					関係市町村
	アカゲザル小委員会		部会委員	羽山 伸一	○	日本獣医生命科学大学獣医学部教授	○	○			○
丸橋 珠樹				武蔵大学基礎教育センター教授		○				霊長類学	
専門委員		中野 真樹子			ひげとっほ移動動物病院獣医師	○		○	○	○	動物福祉学
		榎本 文夫			一般社団法人千葉県猟友会事務局長	○	○	○	○	○	捕獲技術者
		草刈 秀紀			「野生生物と社会」学会理事		○	○			野生動物保護学
		鈴木 正春			安房農業協同組合(常務理事)	○	○	○			農業者団体からの代表
		富谷 健三			千葉県自然保護連合幹事		○	○			自然保護団体からの代表
		荒井 毅			館山市(農水産課長)		○	○			関係市町村
		稲葉 晃一			南房総市(農林水産課長)			○			関係市町村
		キョン小委員会	部会委員	吉田 正人	○	筑波大学大学院人間総合科学研究科世界遺産専攻教授		○			
山崎 晃司				ミュージアムパーク茨城県立自然博物館 教育課首席学芸員			○			野生動物保護管理学	
専門委員	中村 誠				千葉市動物公園獣医師班長			○			動物福祉学
	榎本 文夫				一般社団法人千葉県猟友会事務局長	○	○	○	○	○	捕獲技術者
	富谷 健三				千葉県自然保護連合幹事			○			自然保護団体からの代表
	大谷 市郎				いすみ農業協同組合営農部長			○	○	○	農業者団体からの代表
	山田 一郎				鴨川市(農水商工課長)	○	○		○		関係市町村
	関 善之				勝浦市(農林水産課長)		○		○		関係市町村
	關 平治				いすみ市(農林水産課長)				○	○	関係市町村
	アライグマ小委員会		部会委員	羽山 伸一	○	日本獣医生命科学大学教授	○	○			
浅野 玄				岐阜大学准教授						野生動物管理学	
専門委員		手塚 幸夫			夷隅郡市自然を守る会 事務局長						野生動物保護学
		中野 真樹子			ひげとっほ移動どうぶつ病院獣医師	○		○			動物福祉学
		榎本 文夫			一般社団法人千葉県猟友会事務局長	○	○	○	○	○	捕獲技術者
		大谷 市郎			いすみ農業協同組合営農部長				○	○	農業者団体からの代表
		白井 幸夫			公益社団法人千葉県獣医師会						獣医師団体からの代表
		關 平治			いすみ市(農林水産課長)				○	○	関係市町村
		篠原 信一			印西市(農政課長)						関係市町村

報告第 2 号

第 3 次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）に基づく平成 26 年度の事業実施方針について

法第 7 条の規定に基づき策定した第 3 次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）の進行管理

（法：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）

第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）に基づく
平成26年度の事業実施方針について

1 内 容

別紙「第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）に基づく平成26年度の事業実施方針について」のとおり

2 目 的

第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）に基づき、生息状況調査を実施するとともに、県内に生息するニホンジカの生息域の拡大抑制、低密度地域での効果的な捕獲方法の知見等の基礎資料を得るための捕獲事業を実施する。

3 事業実施期間

平成26年12月から平成27年3月下旬まで

4 理 由

本県では、平成23年度に第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）を公聴会、千葉県環境審議会等を経て策定したところであり、同計画の中で県はできる限り経年的に「生息状況等モニタリング」を実施することとなっている。

また、平成22年度からは「個体数調整」及び「効果的な捕獲方法の検証」のための捕獲事業を実施しているところである。

このため、県捕獲事業及び生息状況調査の実施地域について、別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）に基づく
平成26年度の事業実施方針について

1 捕獲事業について

(1) 実施期間

平成26年12月下旬から平成27年3月25日まで

(2) 捕獲実施地域

大多喜町（O8～O11ユニット）、君津市（T7、T10、T11ユニット）、
市原市（I1ユニット）

(3) 選定理由

北側への生息域の拡大を抑制するとともに、低密度地域における効果的な捕獲方法の知見や、今後の捕獲に関する基礎資料を得るため、生息域の拡大を抑制するうえで特に重要な地域（拡大防止地域に隣接し、メスの分散源となる農業優先地域）である、勝浦市、大多喜町、君津市、富津市、市原市の対象となるユニットから選定して捕獲事業を実施する。

(4) 昨年度との変更点

なし

2 生息状況調査（糞粒調査）について

(1) 実施ライン数

平成26年度は鴨川市39ライン、勝浦市14ライン、大多喜町26ライン、いすみ市（シカ保護管理ユニットH2）3ラインの計82ライン
ニホンジカとキョンの糞粒調査を併せて実施し、糞は短径が7mm以上のものはニホンジカ、7mm未満のものはキョンとして区分して集計する。

(2) 調査時期

平成26年12月～平成27年1月の間

(3) 昨年度との変更点

県内の生息域を3つに区分して3年で一回りするよう調査を実施しているため、今年度は上記2（1）に示した市町で調査を実施する。

1 目標捕獲数

平成26年度当初 推定生息数	目標	最低捕獲数 (=推定増加数)	目標捕獲数
10,269頭	生息数を 減少させる	3,512頭 (中間値)	最大限捕獲する

○これまで、推定増加数(中間値)を目標に捕獲を進めてきたが、推定生息数を減少させるに至っていなかったため、推定増加数以上に捕獲を進め、最大限捕獲することとする。

2 平成26年度野生鹿生息域拡大抑制対策事業

①目的：南北への生息域の拡大を抑制するうえで特に重要な地域(拡大防止地域に隣接し、分散源となる農業優先地域を中心としたユニット)で捕獲を行い、生息数の調整を図り、併せて効果的な捕獲方法の知見や、今後の捕獲に関する基礎資料を得る。

②実施期間：平成26年12月下旬から平成27年3月25日まで

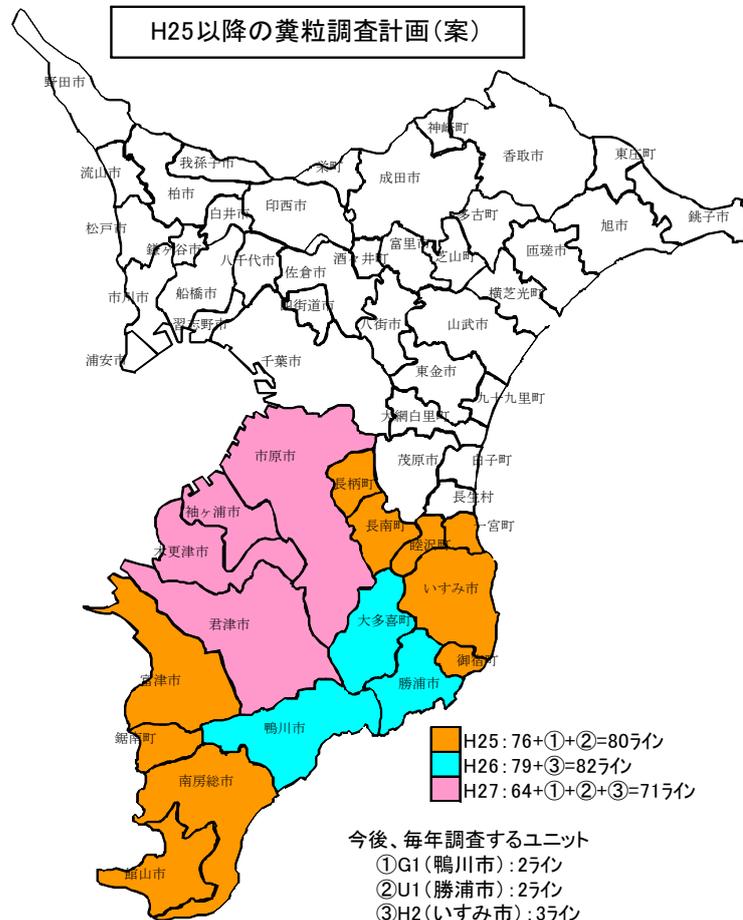
③捕獲実施候補地域

市原市(I1~I3、I5)、大多喜町(O8~O11)、鋸南町(N2、N3)、君津市(T7、T9~12)

3 糞粒調査

①実施ライン数：82ライン

②調査時期：平成26年12月~平成27年1月の間



千葉県環境審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県環境審議会（以下「審議会」という。）の議事及び運営に関し、千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、法律及び条例の定めるところにより、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- 一 環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項の規定により、知事の諮問に応じ、県の環境保全に関して、基本的事項を調査審議すること。
 - 二 公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）第6条第1項の規定により、知事が公害防止事業に係る費用負担計画を定める場合（同法第8条第1項の規定により当該計画を変更する場合を含む。）に、その諮問に応じ、意見を述べること。
 - 三 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第3条第3項の規定により、知事が農用地土壌汚染対策地域を指定する場合（同法第4条第1項の規定により当該地域の区域を変更し、又はその指定を解除する場合を含む。）又は同法第5条第5項の規定により、知事が農用地土壌汚染対策計画を定める場合（同法第6条第1項の規定により当該計画を変更する場合を含む。）に、その諮問に応じ、意見を述べること。
 - 四 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第5条の3第2項の規定により、知事が指定ばい煙総量削減計画を定める場合（同条の3第6項の規定により当該計画を変更する場合を含む。）に、その諮問に応じ、意見を述べること。
 - 五 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定により、県域に属する公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止に関する重要事項について、その諮問に応じ、調査審議し、又は意見を述べること。
 - 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第3項の規定により、県が廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更する場合に、その諮問に応じ、意見を述べること。
 - 七 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第2項の規定により、温泉法（昭和23年法律第125号）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。
 - 八 前各号に掲げるもののほか、法令又は条例の規定により、その権限に属する事務。
- 2 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(会議の招集)

第3条 会長は、審議会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

(部会の設置等)

第4条 審議会に次の表の上欄に掲げる部会を置き、当該下欄に掲げる事務を所掌させる。

大気環境部会	1 大気環境の保全に係る重要な事項に関すること。 2 交通環境対策に係る重要な事項に関すること。 3 悪臭防止に係る重要な事項に関すること。 4 騒音防止に係る重要な事項に関すること。 5 振動防止に係る重要な事項に関すること。
水環境部会	1 水環境の保全に係る重要な事項に関すること。 2 地盤環境の保全に係る重要な事項に関すること。 3 土壌環境の保全に係る重要な事項に関すること。
廃棄物・リサイクル部会	1 廃棄物処理に係る重要な事項に関すること。 2 資源循環の推進に係る重要な事項に関すること。
自然環境部会	1 自然環境の保全に係る重要な事項に関すること。 2 自然公園に係る重要な事項に関すること。
鳥獣部会	1 野生鳥獣の保護及び狩猟に係る重要な事項に関すること。 2 特定外来生物に係る重要な事項に関すること。
温泉部会	1 温泉に係る重要な事項に関すること。
企画政策部会	1 環境保全に係る重要な事項(他の部会の所掌に属するものを除く。)に関すること。 2 地球温暖化対策に係る重要な事項に関すること。 3 環境学習に係る重要な事項に関すること。

- 2 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、前項に規定する部会以外の部会(次項に規定するものを除く。)を設置することができる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る案件について審議するため、二以上の部会の合同の部会を設置することができる。
- 4 部会長は、部会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を当該部会に属する委員に通知するものとする。

(諮問の付議)

第5条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を前条の規定により設置した適当な部会に付議することができる。

(部会の決議)

第6条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

- 2 会長は、一の部会の決議を他の部会の審議に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の部会に付議するものとする。
- 3 会長は、第1項の同意をしたときは、その同意に係る決議を審議会に報告するものとする。

(小委員会の設置等)

第7条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員、専門委員又は臨時委員は、部会長が指名する。
- 3 小委員会に委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。
- 4 第4条第4項、第5条、第6条の規定は、小委員会において準用する。この場合、知事の諮問は会長からの付議、前条は第7条第1項、会長は部会長、部会長は委員長、審議会は部会、部会は小委員会と読み替えるものとする。

(書面による審査)

第8条 会長、部会長又は委員長は、必要と認めるときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、会議の議決に代えることができる。

- 2 前項の場合において、指定期日までに到着しない意見書は、議決の数に加えないものとする。

(関係者からの意見の聴取等)

第9条 会長、部会長又は委員長は、必要と認めるときは、審議会、部会又は小委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第10条 審議会、部会及び小委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、審議会、部会又は小委員会の決定によりその会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- 2 会長、部会長又は委員長は、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴人の数の制限その他必要な制限を加えることができる。

(会議録)

第11条 審議会、部会及び小委員会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならない。

- 2 審議会、部会及び小委員会の会議録は、公開するものとする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、審議会、部会又は小委員会の決定により会議録の全部又は一部(発言者の氏名を含む。)を公開しないことができる。

(特別委員、専門委員及び臨時委員)

第12条 特別委員の任期は、当該関係行政機関の職にある期間とする。

- 2 特別委員は、当該特別の事項に関するものに限り会議に加わり、議決することができる。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとし、委員の任期を超えることができない。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関するものに限り会議に加わり、議決することができる。
- 5 第3項及び第4項の規定は、臨時委員において準用する。この場合、専門委員は臨時委員と読み替えるものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、審議会、部会及び小委員会の議事及び運営に関

し必要な事項は、会長、部会長又は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成14年6月14日から施行する。

2 平成14年6月13日以前に開催した審議会については、第9条第1項の規定は適用しない。

附 則

この規則は、平成15年7月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年7月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年8月28日から施行する。

千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県環境審議会運営規程（以下「審議会規程」という。）第7条及び第13条の規定により、千葉県環境審議会鳥獣部会（以下「部会」という。）の議事及び運営に関し、審議会規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(小委員会の設置等)

第2条 部会に下表の左欄に掲げる小委員会を置き、それぞれ対応する同表の右欄に掲げる事務を所掌する。

小委員会の名称	所掌事務
ニホンザル小委員会	ニホンザルの保護管理に関すること。
ニホンジカ小委員会	ニホンジカの保護管理に関すること。
アカゲザル小委員会	アカゲザルの防除に関すること。
キョン小委員会	キョンの防除に関すること。
アライグマ小委員会	アライグマの防除に関すること。

- 2 部会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、前項に規定する小委員会以外的小委員会を設置することができる。
- 3 部会長は、必要と認めるときは、二以上の小委員会の所掌に係る案件について審議するため、二以上の小委員会の合同の小委員会を設置することができる。

(諮問の付議)

第3条 部会長は、千葉県環境審議会会長から諮問の付議を受けた場合は、当該諮問を前条により設置した適当な小委員会に付議することができる。

ただし、鳥獣保護事業計画、鳥獣保護区の指定及び拡張に関する事項についてはこの限りでない。

(小委員会の会議)

第4条 小委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員、専門委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(小委員会の決議)

第5条 部会長は、一の小委員会の決議を他の小委員会に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の小委員会に調査審議させることができるものとする。

2 審議会規程第7条第4項の規定により準用する同規程第6条第1項の規定は、次の各号に掲げる事項についてのみ適用する。

一 特定鳥獣保護管理計画の進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項

二 特定外来生物防除実施計画の変更、進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項

三 前2号に掲げるものの他、あらかじめ部会で議決した事項

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、部会及び小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は部会長又は委員長がそれぞれ定める。

附 則

この規程は、平成25年8月28日から施行する。